

1979.3.10

申京煥君を支える会

ニュース No.22 最終号

(頁)

■ 「申京煥君を支える会」運動の経緯	申京煥君を支える会・事務局	2
■ 冬来にリタは	申京煥	11
■ 母が特在を得て	申点坊	12
■ 会計報告(A)	1978年3月18日～79年3月10日	14
■ " (B)	1973年12月～79年3月10日	
■ 申京煥君の特在許可と「私」	アツアム人権センター 有吉克彦	15
■ 申京煥裁判を担当して	申京煥裁判弁護団長 中平健吉	19
■ 支える会運動をふりかえって	東京・城西教会牧師 徳永五郎	22
■ 「カウンターの前で」	事務局 金成日	25
■ 厚けりの中に見えてきたこと	事務局 梁泰昊	29
■ 「指感」	事務局 飛田雄一	33
■ 申京煥裁判にかかわって	事務局 金元良	35
■ 会計を担当して	事務局 信長正義	36
■ “ありがとうございました”	事務局 川端 諭	38
■ 申京煥君を支える会・活動日誌		39
■ " " " ニュース・従目録	NO. 1～21	45
■ " " " 全国ニュース・目録	NO. 1～3	49
■ 支える会発行・パンフレット・従目録		50
■ 編集後記		51

「申京煥君を支える会」運動の総括

申京煥君を支える会・事務局

① はじめに

昨年十二月八日、申京煥君に特別在留許可が出て、申君の「強制送還事件」は実に五年ぶりに解決したのである。申君の強制送還をやめさせるために活動してきた支える会の最終のニュース発行に際して、この五年間の歩みをふりかえってみたい。

② 事件の発端

申君が懲役八年の刑を五年半に短縮して岩国少年刑務所を出所したのは一九七三年九月の事である。申君はただ家族のことを思い、苦しい刑務所生活を耐えて五年半を出所したが、待っていたのは宝塚のアボジ（父）オモ

ニ（母）ではなかった。岩国少年刑務所の前で待っていたのは入管の役人であり、申君はすぐ大村収容所に送られた。

その秋の韓国への送還船のおき日は、十一月二十八日であったが、その十一月の初めのころ大村収容所内で送還者名簿が発表された。そこに申君の名前があつた。日本に生まれ育つた申君が、少年時代に犯した罪の故に、まだ一度も行つたこともない韓国に強制送還されることになつたのである。

申君の家族らが八方手をつくしたがどうにもならず、最後の手段として裁判を起すことになつた。訴状を提出したのが十一月十四日、送還の執行を停止する決定が出たのが十一月二十二日、送還船甲板の一週間前のことだ

った。この執行停止の決定によりようやく十一月二十八日の送還船に乗せられることを免れたが、それから申君の長い闘いが始まった。

翌一九七四年二月十九日、申君は幸い大村収容所から仮放免された宝塚の自宅に戻る。一九六七年八月の逮捕以来実に六年半ぶりのことである。五月間の申君の大村収容所での生活は「無期囚のような……一日ごとに私を廃人化させてゆきました……」というものだった。

申君の身分は「仮放免」で、これには一ヶ月毎（後に三ヶ月毎）に入管に出頭すること、活動範囲が制限されること等があった。活動範囲は仮放免当初は、宝塚及入管のある神戸市内、次に兵庫県になり、最後には兵庫県および大阪府となった。活動範囲制限のため裁判で東京へ行く度に神戸入管で旅行許可を得なければならず又、大阪でタクシートの運転手をしてゐる申君は奈良・京都の客を乗せることは仮放免条件違反となるのである。

③ 裁判の展開

裁判は七四年一月二十五日から始まった。オ十二回の公判には（二月二十二日）仮放免された申君も出廷した。原告（申京燮）と被告（入管）との準備書面をやりとりする公判が何回かひらかれるが、その中で七四年七月二日（オ五回公判）で、「退去強制処分取消と特別在留許可を求むる」訴訟に加えて、申君が引き続き「協定永住許可者であることを主張する」「認定処分取消訴訟」を新たに起した。以降、二つの訴訟が同じ法廷で争われることになった。

七五年九月二十二日のオ十二回公判より、いよいよ証人調べに入った。オ十二回は、申君の育った朝鮮人部落、ヨンコバで牧師をしていた崔昌華氏が申君の少年時代、当時のヨンコバの状況等を語った。

オ十三回の公判は、七六年二月二十七日と二十八日、宝塚のヨンコバで出張公判が開かれ、そこで申君のアボジ、オモニ等の話を聞く予定になっていたが、その出張裁判は裁判所側の一方的な判断により中止させられた。その理由の一つは、出張裁判の目的であった寝たきりの

アボジの話をきく事が、アボジの死により出来なくなつたという事だった。

この裁判は東京地裁で、次々申君側の証人が立つことになつたが、それは次のような日程であつた。

七六年六月二十五日 NO.13 井熊一郎氏、金泰浩氏

八月二十六日 NO.14 佐藤勝巳氏(その一)

十一月十一日 NO.15 (その二)

七七年三月三十一日 NO.16 李仁夏氏

四月二十七日 NO.17 金弼運氏、申点粉氏

そして国際法学者、高野雄一氏の鑑定書および日韓合談の議事録をめぐる公判が二回行なわれ(七七年六月六日、九月十九日)した後、十二月五日、申君の本人尋問があつた。

証人の話は、何れも各々、傍聴席で聞いていた杖々の心を打つものであつた。

七八年の二月十四日にはオニ十一回公判が開かれ、弁護団が最終準備書面を提出して結審し、三月か四月には判決が出されるという予定であつた。しかし、三月末に

裁判長がかわつたという事でまた審理を再開するといふ通知が来た。

裁判というものは時間がかかるものとは聞いていたが、この何度も裁判所の都合で変更されたのではたまらない。不安定なかつわづらわしい仮放免という地位のままスルズルと引きのばされる申君本人にとつては非常につらいことであつたと思う。

再開裁判は六月十三日(オニ十二回公判)に開かれた。そこでは新しい裁判長の紹介のようなことがあつてから、再開後の裁判で佐藤、李仁夏氏を再度証人として採用することが決められた。そしてその公判廷は、昨年の九月十三日に開かれることになつた。

しかし、九月十三日の公判は、申君の特別在留許可をめぐる入管当局との交渉の過程で訴訟のとりこげにより開かれず、去る十二月八日の申君への特在の許可ということになつたのである。(詳しくはニュース本号、弁護団長中平氏およびアジア人権センター有吉克彦氏の報告を参照のこと)

④ 支える会運動の展開

以上のように、七三年十一月の提訴以来、五年有餘争われた裁判を中心としながら、「申君を支える会」の運動が紆余曲折がありながらも宝塚事務局を中心として継続して展開された。

申君を支える運動が起った最初のきっかけは、宝塚福音教会（当時川端牧師）の信徒の一人であるYさんとおして申君の妹、点粉さんが、川端牧師のところへ申君のことを頼みにいったことによる。川端牧師は日本に生まれ育った甲青年が少年時代に犯した罪の故に、服役後更に韓国に強制送還されるという理不尽なことが起りつつある事実にかつ然とし、試行錯誤の支援運動が始められることになる。

また、申君が少年時代に犯した事件の記録を調べてみると、そこには強盗仲間日本人と朝鮮人の間に刑における差別があることなど、様々な問題点が浮びあがり、日本社会の在日朝鮮人への差別の実態というものに、支

援メンバーが気付いていくようになる。

川端牧師をはじめ教会関係者、それに点粉さんも精力的にあらゆる集会に出かけていって、アピールをくりかえした。

こうして、運動の輪が少しづつ広がっていき、七四年一月二十五日の才一回公判には関係者数名の傍聴であったのが、二月二十二日才二回公判には六十余名が傍聴するというように支援の層は広がっていった。また、当初「申君を救う会」と名のついていたが宝塚事務局の討議の過程でそれが、「甲君を支える会」と改められたのもこの時期であった（七四年二月）。

支援のグループは徐々に日本の各地にできるようになり、七五年の末ごろには、仙台、千葉、東京、名古屋、大阪、宝塚、岡山、広島、島根、福岡に申君を支えるグループができ、独自にそれぞれの地域でニュースを発行し、公判には東京地域にかけつけるというように運動を展開した。各地の運動は、日本人によってのみ担われている場合も、日本人と朝鮮人の両方により担われている

場合もあつた。また、「甲京煥君を支える在日韓国人キリスト者の会」も別個につくられた。

二のように申君を支える会の運動は全国化され、それにともない全国的な会議が何度か開かれたが、その討議の中で、支える会の基本的な方向をめぐつて論争になつた。いうならば、個別か全体かというような論議であるが、両者は具体的ないくつかの出来事をめぐつて決定的な対立となり、七六年九月に宝塚事務局を除く各地の支える会は、活動を凍結するという事態に達した。

その凍結にまで至つた具体的な問題とは、①東京の公判対策委と弁護団の関係が公判対策委の方の対応により悪化したこと、②七六年六月二十五日の第十三回公判後の某会で全国会議の確認を経ない決議文が出されたこと、③名古屋の事務局メンバーより証人に対して誹謗する発言をし証人にとがめられる事があり問題化したこと等であつた。(詳しくは「甲京煥君を支える会の運動の支援者のみなさまへ」宝塚を除く各地支える会が凍結に至つた経過)支える会宝塚事務局、一九七六年十月二十五

(日参照)

七六年九月の凍結以降は、宝塚事務局と東京の徳永氏を中心とする有志のグループにより、運動は続けられ七八年十二月八日の申君の特任獲得により一応の解決をみたのである。

⑤ 宝塚事務局の活動

二の五年間の宝塚事務局の運動の記録は本号掲載の「活動日誌」に詳しいが、おおむね次のような活動を行つた。

定例の事務局会議を軸として、公判の度に公判報告を中心とした「支える会ニュース」を発行した。発行部数は、少ないときで六〇〇部多いときで四、〇〇〇部であつた。全国の支える会会員、支援者にニュースを送り、發送数は、四三〇に達した。

原則として毎月一回例会と宝塚の逆瀬川の公民館で開くこととし、そこでは、裁判の報告、準備書面、鑑定書の学習、証人を囲んでの話し合い等を行なつた。時事的

に金敏得氏の問題をとり上げたこともあった。出席者は少ないときは五、六人、多いときは七〇人位であった。宝塚例会の延長線上に、七六年九月〜十二月には、宝塚教職員組合、部落解放同盟宝塚市連絡協議会、宝塚市職員組合、日本キリスト教団兵庫教区社会部と協賛し、全四回の在日朝鮮人問題連続講座を開催した。その記録は二冊のパンフレットにして発行した。

また同じく宝塚例会の延長線上に、巡業例会と銘うって七五年六月〜八月に、尾崎、神戸、東大阪、北大阪、南大阪で交流会を行ったこともある。

ニュースの他にパンフレットを発行することも事務局の仕事であったが、この連続講座記録の他に、証言集一〜三集、公判資料集一〜四集等を発行した。(詳しくは本号所収の目録参照)

宝塚事務局の仕事で特に印象に残っているのは、公判準備のための聞き書きの作業であった。申君をはじめ点紛さん、オモニ、ヨンコバの金泰浩氏、井熊一郎氏他、事務局員がそれぞれ分担し、記録にした。

事務局員は、多いときで二〇人、現在は朝鮮人三人、日本人三人の六人である。

⑥ 申京煥君のこと

わたしたちらの運動は、申君の強制送還とさせないことをオ一の目的とするものであったが、申君が生身なまみの人間であるということば、本当に重大な問題であった。

申君は一九六七年九月から一九七四年二月まで六年半、拘留所↓刑務所↓大村収容所で隔離された生活を遂げたがそこで十九才から二十六才までの青年期を暮したことになる。この六年半は申君にとって決定的な六年半であったと思う。

例えばこんなエピソードがある。

若国少年刑務所より即日、大村収容所へ移送されたがその汽車の中で、缶ジュースを買った。缶ジュースの裏に缶切りがついてないので売り子さんに、缶をあけてくれといったら笑われたというのである。今の缶ジュースは、上部の金具を引っぱれば、ふたの一部が飛び、その

まま飲めるようになっていたが、申君が知っていた缶ヅエースはそうではなかつたのである。

また、仮放免後阪急電車に乗り、切符の自動改札機に面くらつたということもある。

仮放免後の申君の生活は、多くのハンディーを背負つたものであつた。就職の問題でも朝鮮人であるということに加えて、前科者ということがある。そして、日常生活例えは、お金の感覚にしても六年半のブランクがあるのである。申君は現在大阪でタクシ一の運転手としてこの二年近く働いているが、それまでは争え転々とした。彼のもつハンディーがそうさせたと思われる。あるとき、彼は、「やっぱり履歴書にはちゃんと書けへん、〇年、〇年、〇〇刑務所……」と書いて採用されるとは思われへん」と語つていた。

この五年半の支える会の運動に紆余曲折があつたが、申君にも紆余曲折があつた。もともと活動家でもない申君が集会等で発言することなどはどに慣れているはずもなく、なつたことでもある。ある集会では、話をせずに

歌を歌つたこともある。峠に立って、右の道も左の道も又、もどることもできないという朝鮮の歌で、申君のそのときの心情を歌にこめて歌つたのである。

また申君に結婚の話もなかつた訳ではないが、不安定な状況故に、いま一歩ふみ出し得なかつたようである。

X X X

申君は、七四年二月十九日に大村啓右所と仮放免されて以降、期間を一ヶ月(後に三ヶ月)とする「仮放免」という地位で、更新の度に神戸入管に出頭すること。居住地活動範囲(当初宝塚及神戸、のち兵庫県及大阪府)が制限されている事、活動範囲外に出る時はその都度入管の許可を得ること等不自由な地位にあつた。

このような申君の状況は本人にとって耐えがたいものであり、一日も早く脱したいというものであつた。

裁判の進展はすでに述べたように遅々としたものであり、七八年三月末の山下裁判長の交替により一人結審した審理が再開されたこと、申君の両親が七七年に相次いで他界されたこと等が申君の裁判にとってマイナスの

母因として働いていた。両親の他界がマイナス要因として働くなどということは許せないことだが、両親の扶養を申君の日本在留の一つの条件としてきた裁判において、裁判長が扶養の義務がなくなったことで在留の条件までもがなくなったと判断しかねないことであった。

しかし、認定訴訟へ申君の協定永住権存続を認めざるべしの方は見通しはなくとも、特任訴訟の方は可能性がないこともない。それ故、申君自身また弁護団、支える会も思いなやむことになったが、一審で特任訴訟に勝つても、現在の裁判制度では二審、少なくとも三審では必ず敗けてしまうこと、そうなれば申君が最終的に入管局との交渉において特任が取れるとしても、あと四く五年この状況をつづけなければならぬこと等と考えあわせるに非常におむつかしい問題であった。

結局、申君自身の、今の状況を一日も早く脱したいという意見を尊重し、再審嘆願書を申請し、それにより昨年十二月八日、特別在留が許可されたのである。

十二月末、上京した申君が、入管に出頭することな

く自由に東京に行けることがどんなにうれしいことか、他の人はわからへんやろなあ」としみじみ語っていたが、その言葉が、「仮放免」から受ける身体的制約と精神的圧力が申君にと、そのようなものであったのかを物語っているように思う。

ほんとうに特任が出たよかったですと申君と五年余りつきあつて事務局員も考えている。

⑦ 支える会運動の意義

申君は特任を得、これにより日本に在留する根拠ができた。期間は当面一年だが、これはいすれ三年へ延長される。又、いつかは一般永住を得るようになければならぬと考えている。

思えば、一九七三年十一月に、送還船の乗船名簿に申君がいたときからまさに申君本人も、まわりの様々な誤行錯誤をくりかえし、五年をへてようやくにして特任を得たのである。最初の協定永住者の送還たとして多くの人が注目し、多くの人が力を尽しても五年を費した

のである。申君のようではなくて闇から闇に暮ることは入管当局にとつては簡単なことだろうと思う。

申君を支える会の運動は、申君の強制送還を止めさせるといふ当初の目的を果すことができた。それ故、支える会の運動は、具体的な成果を収めたのである。

私達は一つの強制送還事件を解決することができたがこの事が、現在不安定な地位におかれている六十数万在日朝鮮人の在留権の問題と無関係であるとは考えられない。具体的に一つ一つの事件をとらえ、それらを一つ一つの在日朝鮮人の利益に合致した形で解決していくことが、全体的な在日朝鮮人の在留権をより安定化させていくために必要な作業であると考えている。

私達支える会の運動は、そのための具体的な一歩であったと確信している。

ただ私達は、苦勞をしつづけ日本でくらしした申君のアボジ、オモニの存命中に、申君の事件が解決できなかつたのが、本当に残念である。

⑧ おわりに

空場事務局は最初から弱少で、ほんとうに充分なことを出来得なかつたが、なんとかかんとか二こまで到達することができたのは、献身的に弁護活動をしてくださった中平、仙石、秋田、河野の四弁護士、最初からお世話になり特に最終の法務省とのつめの段階で尽力いただいたアジア人権センターの有吉氏、すずんで証人となり申君の強制送還の不当性を証言してくださった証人の方々、また支える会の集会での講演を心よくひき受けてくださった先生方、東京の地で最後まで地道に活動されいつも傍聴席をうめてくださった徳永先生、城西教会のおほいさん方、その他各地の会員の方、そして、なによりも、ニューズ発行の度に、激励の言葉を、カンパを寄せてくださった全国の支援者の方々のおかげであつたと思ひます。

本当にありがとうございます。

申君を支える会により生まれた、申君本人をも含む人

間關係は今後も大切にしていきたいと思ひますが、申君を支える会の運動はこれをもって終了します。

一九七九年三月一日

申京煥君を支える会 室塚事務局

川	端	諭
金	元	良
金	成	日
信	長	正義
飛	田	碓一
梁	泰	昊

冬来たりなほ

シン
フン
ハン

冬来たりなほは着違からじ。(着来たりなほの間違いでは有りません)

特在が許可された事は、もはや周知の事と存じます。

これについて尊古函論がかわこけてゐる事も周知のとおりです。

然し、まずは私自身感謝の意を表します。そして、皆様の支援に対しても……。

雑多な向東(一時旅行許可、行動範囲制限、二ヶ月に一度の版枚更新、etc……)から逃れるという事は、正當な關係の人たちには理解しがたい点も有つつかと存じますが、私にとって、その日を億とした昨日と今日は、

まさに天地のへだたりです。なる程、全面勝訴では有りませんでしたが。かなり屈服した面もあつたらうかと思ひます。しかし、現行の入管体制を一気かせいに打ちくずす事はヤブこい争ではなひはせず。全く五里霧中から出奔した申京煥裁判が、ほう大な日時を費して、今、かすかなる曙光を見出ししました。もはや退くものがないにおりましようや……。それに向つてつき進んで行くだけです。

幸い、入管城の傍の這い出る隙間は出来たものと思われれます。一つづつ、地道に争を運んでゆきたいと思つております。

まだまだ問題は山積しております。

愛護をもらんとしてはお着込ぐさ……

兄が特任を得て

申点粉

はじめに、申京煥裁判は慶回顧で長期間、裁判にたひさわつて下さりました中平健吉弁護士をはじめ諸先生方に深く感謝致します。そして今日まで、たゆまなく活動し御支援して下さつた支える会の皆様にも心から礼申し上げます。今、妹としての私は、この感謝の気持ちをどのよつな言葉で伝えればよいか術を知りません。心中をお察し下されば何よりです。

この五年という歲月は兄自身はもちろんのこと、私も申家にとつても悲しいことばかり続いてとつてもつらかつたのが本音です。

兄は少年期に犯した罪と心から悔い、八年の懲役の中でそれこそ血のにじむような努力で、みごと出所と最近かに控えた時は、私達家族はどれくらい明白に向つて希

望に燃えていたが知れませんでした。刑を無事に終え、暗れて家に帰ってくる日が我が家の番だと思つたものです。今にして思うとあの頃が一番おだやかな幸せな日々だったのでないかと考えたりします。お互いを励まし合ひ、指折り数えながら待ちこがれたその日を、事務からの突然の強制退去令という指圖で無惨に打ち消されてしまいました。

あの時の老いた母の悲愴感滲る顔といつたらあじませませんでした。それから母はかただび病にたおれて、一昨年三月には父、そして十月に母を二つへんになくしてしまいました。母は自分の積鬱をかえり見ずに、兄の裁判の行方をそれ程解じていたことが……親不孝はかりの息子と我が裡まで可愛じた母はいないものだと感じて思ひます。一生涯をこの子にかけて生きて来た母の最期はその息子に見守られながら生涯を閉じましたが、今でも事業の隙から見守つてくつてオオムスメと信じてまはせ入。

そんな中で兄の持任は、運動してオオムスメの自様の中で

いろんない意見があつたかを耳にしますが、この五月間やほり当座者として味わえない部分があつたのではなないでしょうか？ 一歩離れた家族側の立場にしても到底言葉では言い表せない精神面での部分があつたことを想像して頂きたいと思ひます。

ともかくこれで一段落つきましたので、これからが本入の持つている仕舞を正念場とどろくついで突撃することでしょうが、少し興味があります。ただ今日までの体験を忘れないで、地道に一歩一歩、世の中を渡つてくれば充分です。

今までと同じく今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。皆様のご健康とお幸せをお祈りしながら、を置きます。

会計報告(A) (1978.3.18 ~ '79.3.10)

収入

支出

会費	77,800	公判費用	55,120
カンパ	165,497	印刷費	153,887
資料売上	185,810	講師謝礼(及交通費)	129,240
(小計)	429,107)	通信費	172,530
くりこし	151,100	事務費及会議費	68,115
		雑費	1,315
		(小計)	580,207)
		残金	0
合計	580,207	合計	580,207

会計報告(B) (1973.12 ~ '79.3.10)

収入

支出

会費	1,233,550	公判費用	1,543,555
一般カンパ	2,257,978	印刷費	2,174,306
特定カンパ	823,815	通信費	820,787
資料売上 及雑収入	1,242,009	講師謝礼 及交通費	611,840
		会議及事務費	373,539
		雑費	33,325
		(小計)	5,557,352
		残高	0
合計	5,557,352	合計	5,557,352

師に末でもうった。そこで、これまでの経緯を話し、また申君本人から自分の卒直な気持ちを披歴してもらった。もちろん飛田君も徳永牧師も事前にその日の試題について話していたこともあって全体に冷静であった。申君は弁護士、支援の関係者を兼ねることになるのではとか、生活上の支障などについて話した。奥に苦悩している風であった。しかしその日の集まりは、申君の心配に対して、弁護士、支援の関係者から「あくまで申君の立場を理解し、希望に沿うよう努力する」と旨の意見が出された。もちろん、みんなの気持の中には「勝訴判決」への未練を残しながら……

私は、その日の集まりで了承された方向で本格的に当局との話し合いに入った。根岸さんには電話で連絡し、担当の審判課長と話し合う旨伝えた。審判課長は日野さんという、課長補佐は大沢さん。大沢さんは申君の公判にも相手側で出廷した事もあった人だ。いろいろ話し合った。思ったより難しさを感ぜさせた。特に向題になつたのは、訴訟継続中であり、そのままの状態を特在にす

るには、争償の差がなければならぬとする当局側の原則的意見であった。

さうぞく暗礁だ。私も、あ、そうですか、という款にも行かない。押したり、引いたり、波のように繰り返した。しかし、この日は結論まで至らなかつた。双方共、再度検討することになった。だが決して決裂ではない。むしろ話し合いとしてはとてもいい感じだった。以後、数回このような形での話し合いが続く。

いよいよこちら側も腹を決める時が来た。訴訟を取り下げて、再審査を求めることである。訴訟を取り下げる。このことについては大きな異論があつた。無茶だ、という意見もあった。保証をとリつける。という意見も。訴訟は取り下げた。特在は出付いとすればどうするのか、当然ながらどうした不安は出て来る。この意見も正論である。私も頭をかかえた。一方、入管の側も強硬である。私は「私を信じて下さい」という以外に言葉が見つからない。その時、中平先生が沈黙のなかから一言「同意しよう」と言ってくれた。直ちに訴訟取り下げの手続き

申京煥裁判を

担当して

弁護団長 中平健吉

昨（一九七八）年十二月八日、申京煥君に対し、法務大臣は、特別在留を許可した。同君が法務大臣を被告として、退去強制令書の取消訴訟を提起して以来、満五年後のことである。

五年前には事態は切迫しており、かつ殆んど絶望的でした。すうあつたから、五年余の長い困難な、かいの末とはいえ、今日同君が晴れて在留権を勝ち取ることができたことは、まことに感慨深く、同慶に堪えないところである。

まず、同君に対し心からおまびの言葉を述べたい。と同時に、この裁判を支援くださったすべての方々、とくに「申京煥君を支える会」に参加して、心身を勞してこの裁判を支援してくださった「支える会」の諸君に厚く御礼申し上げます。

私が申君の退去強制問題をはじめて耳にしたのは、もう同君が送還船の乗船名簿にも名前がのせられ、その出帆が旬日に迫っていた。確か一九七三年十一月十日前後ではなかつたかと思ふ。

崔昌華牧師が申君のオモミを連れて、突然あつた事務所にあらわれ、これ／＼しかぐで、八方手を尽したが、申君の強制送還を阻止する途は、行政訴訟を起して、執行停止をとるほかないとこまで来たということであつた。

しかしながら、申君の場合、同君が法的地位設定により、一応退去強制事由に該当していることは明らかであるから、送還の執行停止をとることが非常に難しい。そればかりでなく、事実を調査し、前状と執行停止申立書を作成し、裁判所に提出し、裁判所がこれを受理して法務省に意見書の提出を求め（この期間は一週間以内と定められている）裁判官がこれらを検討して、執行停止の可否を決定するには余りにも日時が切迫し過ぎており、しかも退去強制令書は広島入管から出ている模様で、裁判

は広島地裁へ起こすなければならぬと考えられたから、とてもではないが断固的に向に合ひそうになく、殆んど絶望的に思えたが、わが京煥を親の手許において一緒に暮らせたというオモニの哀切な願ひに、口たく心を動かされ、とにかく最善を尽くすことだけは約束した。

幸ひ、調査の結果、東京地裁で裁判をすることができ、それが判明し、とにかく二、三日で訴状等を作成し、裁判所に提出した。その後、日はじり／＼と過ぎまわることが、裁判所からは何の音沙汰もない。大村収容所の申君から宝塚の寔家に、最後のお別れの電話も入ったということ、崔牧師からは催促の電話が幾度か来たが、とにかく待つばかりの旨を伝え、ひたすら待つていた。随分長い間待たされたように思えたが、ついに裁判所から呼び出しがあり、出頭して捕足説明を行った翌朝、執行停止決定が出て向一発のところまで送還を阻止することができたのであった。裁判所も送還までに決定が向に合うように十分に配慮してくれていたことが、後になって判つた。

去る十二月八日、申君に特在がおりたというところを聞いたとき、最初に思ひ出したのは、この執行停止が出たころのことであった。あのとき、泣いて喜んでくれたというオモニにこの吉報を伝えることができたらと思った。しかしオモニはすでに居たり、ああ。

昨年二月、五年にわたる審理を終え、結審に漕ぎつけたときには、遅くとも五月ころには判決が、しかも勝訴の判決が下るものと確信していたから、五月になって後任の裁判長から、裁判官の転任の結果、審理再開のやむなきに至っている事情の説明があり、了解してほしいとの話があったときには困惑した。しかしながら裁判所の内部事情を知る者として了解するほかなく、再開後の審理も十分に慎重にやってみよう、強く要望はしたものの、さらに続くことになった審理の長丁場を思うと、やはり心は重かった。

申君も、提訴以来すでに四年余を経て、仮放免という色々生活上の制約があり、三月毎に入舎に出頭もしなければならぬという不安定な身分のうえ、裁判中とい

うことで心理的に緊張を強いられ続けてきており、そのころにはすでに、これらに耐え得る限界に来ていたようである。審理再開、さらに一審判決までに一半年や二年はかかるだろうとの私の見通しを聞いて、非常な精神的衝撃を受け、一日も早く在留資格の安定を得たいとの強い希望を始めて私たちに明らかにした。

そこで、弁護団と「支える会」の責任者たちは、慎重に検討した結果、一部には、決定永住権者の強制送還才一与という代表送手の事件であることや、勝訴の見込みが何と確実となった現段階で、裁判を中途放棄して再審控訴に持ち込むのはいいか、なものであろうかとの強い意見もあったが、別の在留権事件については、本件の訴訟記録がいつでも活用できることでもあり、ケースバイケースで対応することとしても、今の場合、申君本人の希望を才一義的に考えるべきであって、勝訴の見込みにないとしても、行きがかりや面子にとらわれてはならないとの結論に達した。

幸い、法廷においてわが方が圧倒的な説得力をもって

有利な訴訟活動を継続しえたという推移と申君の在留状況から、法務省当局も本件に対し一定の理解を持つようになっていることが確信できたので、法務大臣の良識に期待して、昨年九月十一日あえて訴えを取り下げることになり切ったのであった。

その後、申君が提出した再審控訴に対し、法務省当局は慎重かつ公正に審理をなし、われわれの期待どおりに特別在留許可を認めたのであった。

かくして、本裁判は訴えの取下げを終了したのであるが、申君の特別在留を勝ち取ることができたのであり、これを五年前の送還船の乗船名簿に名前が登録され、日本に在留する望みが殆んど絶たれたあの時の状況を思い起せば、絶大な勝利といわなければならない。

尤も、決定永住権までは確保できなかったが、この点については、遠く近い将来、一般永住権取得の可能性もあり、決定永住権についても、日韓両国政府間の再交渉又は日本国内法の改正などに、われわれが法廷で主張した正当な法理論を折り込むように働きかけるなど、息

の長いたたかひによって勝ちとって行くことが可能であらう。

在日韓国人のための権利の斗争は、息の長いた、かゝる必争とすると考へるが、その長い道程で、本裁判とその結果は、ひとつの一里塚たるを失わぬであらう。

(18頁よりの続き)

ばかりを考へていた。その日の夜、支援の関係者が私のところに来た。話がおかしいじやないですか、と。

そんなところへ、夜8時ごろだった、申君から電話が来た。申君は「きよう入管に行つたら特在が出た」という報告。私は、あ然としながらも、両の肩から力が抜けていくのが目に見えるぐらゐ感じた。

あゝ、ようやく終つた。

支える会運動をふりかえつて

徳永五郎

まず、特別在留ではあつても、この形でありとも在留の安定が得られたことについて、申君に対し、本当によかつたね、という思いである。というのは、仮放免という不安定の中で、執藤と苦汁にみちた斗りが五等向も続いた上でのことだからである。最後の一年間には御両親があいついで亡くなられ、特に最大の支えであつたお母さんの死は深い痛手だった。彼はその後を追つて死のうと思つたことが二度もあつたと言つていた。今では点粉さんほか肉親の方々のお喜びも大きいだろう。弁護団の先生方、証言して下さつた方々、又最後まで支えて下さつたまさに老若男女の支援者の人たちに（日本人として当然とは言つても）心から感謝したい。

だがー、他方、この形で終結せざるを得なかつたことについて、法務省と裁判所に対し、怒りと憤りを察し得たか、裁判内容に於ては正当に圧倒的に勝つてい

だから決定永住権を放棄して訴訟の取り下げをせざるを得なかったのだが、二審、三審・とくに大審裁判における最高裁判決を思つと三権分立は絵に書いた餅のようであり、希望予測は許されず、私もこの形の終結に賛成した。温厚な牧師の私も火でもつけたい思ひである。この終決を遂げたことについて責任ある批判は謙虚に謝したい。

さて、申君のことを知つたのは一九七四年の二月の初め頃で、公判のある東京で運動を興して欲しいとの崔勝久氏の電話によつてであつた。私たちの反天皇制の二一集会で訴え、十日ほどして才二回公判の前日集まりがあり、形の上では関東連集会ほどの時出来たが、これに高野君と出て仮放免されたばかりの申君に初めて会つた。その後おもに城西教会の青年連や放組の道良仲周で東京申君を支える会をつくり、渋谷駅付近に十人ほどで署名に出かけたりしたが、関東での大衆運動が本格的に始まつたのは、今は同志社神学部にいる金住信君らの下準備で五月末の才四回公判以降である。

多くの若い人達から受けることも多かつたが、申君はそ

二におらず、出来た事務局も当初は韓国人はひとりでもわたくし日本人にとつて事実上かなり親念から始まつざるを得ず、大體況からの懸想（これ自体も大切だが）を一方的に申君の件に当てはめる仕方にけちで、在日韓国人・朝鮮人にその生活の場を触れられさせぬほど、金君と近之の調布の密業地域の戸別訪問をはじめた。批判は受けたがまだ統けてゐる。

この年の八月の合宿で、在日韓国人の民族の主体性の論議から日本人のそれの討議がなされたが、この問題は最後まであつた。

実際に日本人の側での主体性の欠如が運動（事務局）のあり方に露呈さへて来たのは九月末頃からで、十一月末の花部台合宿から十二、八の才二回大衆集会のみたりで、こころにたつた運動体のゆがみは急速に周まりはじめた。当時は韓国人も何人か事務局に加わつたが、非主体的な関係は双方の利用主義になつていく。

運動の中でキリスト教のキの字も言ったことはなかつたと思つたが、自分の中では絶えず問題になつてはいた。キ

リスト教の福音の根本である。救しは、その人をその人として認めるものであり、俺が俺であって何が悪い、というところがこの信仰の本領であり極意である。朝鮮人に対する同化と排除の入管体制、この國家によって可成り「國民」化されているわたくし日本人、しかし自分が自分であつては悪いかの種が没主体的な向題性は、それが進歩的装いで正当化されて運動体にもあり、これが昂じていき、二年後に凍結するまで最大の難症であつた。

運動体がその本来的必然性をとびこえて他との非主体的な關係を自らに強いるとき、運動体内部は官僚主義的にならざるを得ない。文書をもつてこの官僚主義を警告・批評したが、克服できなかつた。入管の権力の構造、在日朝鮮人の実情、運動の力学等への私の知識、聖職の不足のためだが、あそこまで行つて了つたことを本当に申訳なく思う。七六年六月末以降は申君を支えるには、東京支える会をつぶすほかないと決意するに至つたが八月に架橋が出て凍結となつた。それ以後事務局だつた中からは教人残り、この桁外れに地味な教人で絶括き一ツ

けぼがら有吉さんの助けで集会ヤミンボジウムをしにり傍聴体制や財政につとめてきた。

しかしいま思えば明るい面もある。それは外国等にお金をとわず、全部おぼあさんや若い人など、直接支援者で支えてきた自前の運動だつたというところ、これは民族の主体性を言う以上当然だが、意外と重要なことだ。

最後に、申君の上に、わたくし流に言えば、主の守りを祈る、今後も私ほど到底実感出来ぬ苦しみがいろいろあるだろうけれど、妹さんの息巻さんと励まし合ひながら、どうが強く生きぬいて下さい。私もこの運動、申君との出会いで開かれたものを前進させつゝ、在日朝鮮人向題、日本人向題をやつていきます。



カウンターの前で

金成日

年末に子供が生まれた。なんせ初めての経験なので、うろたうろたするばかりで、一人の人間がこの世に現れてきたという事実に自分を納得させるのが奥の山であった。

何ヶ月も前から名前を考えてはいたが、どうもびったりとくるのが浮んでこない。なんとかなひねりだしでも親しい友人に「うううん」と首をかしげられて、僕自身も「うううん」となってしまふことの繰り返し返しの末、届出期限に迫られて、ええいままよとばかりに思いついた名前を出産届に書きこんでから「これでいいのな」としばしの尙自問する。

今考えると自分の無知さ加減にあきれてしまふのだが、ついこの前、子供が生まれたら入管に行かなくてはいけないということを教えられるまで、と

にたく市役所の外国人登録係へ行けば、それでことは済むと思っていたのである。

そのことを教えてくれたのは兄だが、彼の経験によると、市役所と入管を行ったりきたりさせられたから、無駄足をふまなれたためには、おそろしく先に入管へ行、たはうがいいのではないかと。

ところが、その有難いアドバイスにしたがって入管に行ってみると、の、けから係官氏いわく、「君は日本人か、朝鮮人か？」——いままって何故そんな自問をうけたのかわからないのだが——「先に市役所の元に行つて来なさい。今度来るときは、両親の外登証と母子手帳をもってこるといひんよ」と言う。あわてて母子手帳をとりひきかえして市役所外登係へ。

そこでまたまた「先に⑥番の窓口へ行って下さい」と言われて行ったところが戸籍係である。窓口の職員が「永住権はどうされますか」と聞くので、「永

住権て何の永住権ですか？」と聞き返すと、「協定永住権ですわ。お母さんが永住権もってほりますならね」という返答である。

ああ、そういえばそうや、俺、何年留まえる金に腐ってきたんや。子供が無事に生まれくるかと。それはなりに気をとられていたと言えは聞かえが、いざ、永住権をとるなどうなということなと。まったく念頭になつたのである。

少々面喰らってしまったが、すぐに気をとりなおして「とりません」と答える。子供の法的地位が僕の判断であつて、けなく決まてしまった。子供そのことで子供になじられることもあるかもしれない。しかし、なじられることのないような世の中に変えていくしかならなう。協定の成立がどのような意味をもって強行され、その實際の意味がどんなものであるのかということについて、保護者である僕としては、きわめて批判的

評価しなもち得ないのだらう。

そこでの手続きが済んだあと「そしたら入管に行つて子供さんの在留資格をとつてきて下さい」と言われて令更ながらドキリとする。資格をよえられ、ということには、それが剝奪されることもありうるということにはなならないのだらう。

ふたたび入管へ。ここでも「永住権はどうするんや」と係官。「はあ、いりません」と僕。

「永住権もつたら、3年ごとにここにこんでもええし」とすすめてくれるようなロブリー僕のうちが、た見方なもしれないが——である。

朝鮮人の名前、本籍その他を書きこまれている見本を見ながら2種類の用紙を書く。年号を西暦で(あらじめ昭和と書きこまれているものについて)書いたのだが、係官氏はいちいちそれを昭和年号に訂正しながら「外登に書いてあるとうりにしてほしいなあ」と不服そうであ

る。「そしたらこれをもって三年後にまたここに来なさい。なるべく早いめにね」と言つて紙きれを渡してくれる。僕はそれを大事そうにポケットにしまいこんで、市役所へと向う。

外登係で矢ほど渡された紙きれを出し、くれた用紙に必要事項を書いて提出する。

「またませ職員氏が聞く。「永住権はどうしますか」

「いいません」。もうこれが最後のチャンスですよと親切に言つてくれたのが、それとも、単なる事務的なチェックなのは定かでないが、行く先々で三度も聞かれると、その丁寧さの裏に、永住権というのはいいものなんだから、とれる資格があるならと、たオがいいですよという押しつけがましさを感ずるのは、僕が世の中を多少斜めにみる癖があるからなのかも知れない。しかし、おそろしく彼らは職務に忠実であつたにすぎないだらう。

10分ほど待たされて子供の外口人登録証明書がで

きてくる。入替でもらつた紙きれは、それにホッチキスでとめられている。母子手帳にはさみこんで、著したらあな人ぞと自分に言いきかせながら市役所を出る。

それまで名前さえなつた赤ん坊にとんと人色づけがされていくことにとまどいを感じる。色が決まってしまうと、法律や規則にしたがって様々なシステムが動きだす。強制力をもって。

行政マン達の手續れた仕事ぶりは、彼らの意識とは関係なく作動しているシステムの冷酷な論理と、宥赦の無さを想像させる。外登証を渡してしまいかといつてもおれにかけ、更新に行くのをたれたらどうしようかと心配をめぐらす自分——僕は高校生のとき更新手帳を一日遅れたために、警察まで呼び出されて調書をとられたことがある。しかも更新をして一年も過ぎたころにである——へ類と、市役所外登係を討つる同胞達のどことなく去勢されたような顔

がだぶって見える。受向カウスターを境にして、あまりにもあけらぬ人と僕達の指紋をとることのできる日本人労働者達。生まれ出て2週間の乳飲男でさえすでにその境界の前に立たされてしまった。僕と申京煥君とをまぐる念との廻りとは、(申京煥)

II 在日同胞と僕女、日本社会にはりめぐらされた無教の境界線に一緒に立たされていくということを知って、プロセスであり、ど、女子とのしな女、この管理システムに入管体制と、それを支える日本人の差別排外意識の中で、不安な生女を裁き、その極限としての強制退校を裁判闘争の支援を通じて拒否して行くということだ。たのだと思つ。

もう少し言つたら、僕達をとりまく抑圧的な仕組みを告発し、そのあり様を少しで変えていく、きたらという想いを抱いてきた。

申京煥君に特別在留許可が下りた。運動の勝利であるとな敗北であるとなの物差をもちだす前

に、とりあえず素直に喜びたいと思つ。

この措置がたとえあらゆる面で多くの問題を含んだものであったとしても、彼女耐えてきた5年間の息詰まる保留状態に一応の終止符をうつものであるという一歩において、彼女感じてきた不安や焦り、そして怒りは、在日同胞の僕のをそれを数十倍にも増幅したようなものだったろうと思つ。またそのような経験を強いられた女ゆえに、特在という法的立場、女人なものである女について、彼自身が最も厳格に感じているはずだ。

状況は変わった女？。入管体制というどでぬカウスターの前で、申君そして僕の子供とともに立ちまわ、この重い向いを共有しづづけていくしなないだらう。

あるいはその状況と向きあう僕達の主体は？。

関わりの中で覚えてきたこと

朴 聖 圭

特別在留許可を得ることによって申京煥君を強制送還させないための運動は一応、基本的な任務を果して終結した。文字通り微力ながらこれにかかわって来た者として、ともかくも最後までつきあってこれたことを自分にとっての喜びとしたい。

(29)

私が申京煥裁判を知ってからもう五年にもなるのかと思うとそれなりの感慨がわいてくる。というのもこういつつきあいをすることになろうとは自分ながら想像だにできなかったからである。正直にいつてしまえば、ある駅頭で「在日韓国人青年申京煥君が強制送還される」として「います」というビラを受けとったのが「申京煥」という名前に接した最初であるが、その時には「あ、また一つの事件が起っているんだな」といつ感じて複雑な心境になりながらも、深く気にとめようとはしなかった。つまりどこも他人事という印象しかも

ちえなかったのである。

それからしばらくたって友人に語られるままにへちまの会への集会に出た。たのが必ずしも短かくはないつきあいの始まりになるわけだが、何故人他人事」といつ意識から一歩抜け出たのかを考えてみると、当時、まさに判決を迎えようとしていた朴鐘碩君の日立就職差別裁判が大きな影響を与えたのではないかとと思う。

というのは、私は日立斗争がわいて、たときも終始傍聴者的な態度であって、むしろ「朝鮮人がそんな大企業に入っでどうするのだ」というような批判的存眼でながめていたのである。しかし判決を目前にひかえて日立斗争が一斉糾弾に入り、韓国のおモニたちが日立製品の不買運動に入。たというニュースがどんどん新聞などで伝えられるにつれて、私はこれまでの意識をあらためないわけにいかないと感じるようになつた。それは組織によって形づくられた運動でない、全く個人の生活レベルの要求がつかいには巨大なうねりになつたということである。

丁度この時期は七、四南北共同声明の感涙の余韻がまだ残

てあり、一考では金芝河を救ふとの力が最高潮に達するな
ど「朝鮮問題」が一種の活気にみちていた。

このような中で、ゆりとヒマな時間があったといふこと
もあって、何らかの確信といふよりは、ただ所の流れを味
ゆつてみたいといふような気分が申原煥裁判にかかり出
したのではないかと思ふ。思えば軽はずみなことであるが、
この五年間をふりかえつてみて、ますます「在日」の生活
現実にもとづいて考える必死性と痛感する。

さて申原煥裁判は各方面に少なからぬ反響を呼び、五年
の間いろいろな人が出入りすることになるわけだが、当初
非常に驚いたことは、例会の席である日本人の女性がかた
りヒステリックに「在日朝鮮人は日本で住むしかないのだ
からみんな帰化をすべきだ」といふような意見を述べたこ
とであった。当然のように他の参加者から猛烈な反発がま
きおこつたが、私も、ただ日本に居りさえすればこと足れ
りといふんばかりの言い方に強い不満を感じないわけにい
かなかつた。(直接的には何とかこれに反論を試みようとし
たことが申原煥裁判に深入りするきっかけに方つた)。

在日朝鮮人にとって日本にとどまるといふことは必ずし
も自己完結的な目的ではない。どこにいようと人問らしく
生きるということが大切なのであって、その意味で申原が
当初から朝鮮人として生きるのだと自己主張していたのは
日立斗争の杜鐘燭君が同じことを言っていたのと重なりあ
つて、同肥として非常に心強いものであつた。(これがあつ
たから長続きしてもやつてこれたよつは気がする)

在日朝鮮人にとって「在日」しさえすればそれでよいと
いふものではないとしたら、「在日」している現実をどの
ように考えれば満足のか、答になるのだろうか。それは日
本の庶民感情として根強くある「朝鮮人は朝鮮に帰れ」と
いう排他的な意識をどう克服するのかといふ問題でもある。
朝鮮人に対する民族差別をどうかめようとするか「そんな
に日本がいやならどうぞ自分の国にお帰り下さい」といふ
ようなインヤンな言い方まで含めて、いろいろな形でこの意
識が噴出してゐるのであり、強制送還といふこともまさに
その一形態というより、極みなのであるが、在日朝鮮人に
まつわる諸問題はすべてつまるところこの意識とのたたか

いではないかと思う。

それは日本人だけがもっているのではなく、在日朝鮮人にも少なからずみづからみづから持っているものであって、しかも案外なことだ。一世の中に多いのだが、まづさうした「内なる排外意識」とのたまたまいが要求された。

「我々は日本という外国に住すのせてもらっているのだから、人々のことは辛棒しなけりばならない」とか、「差別があつても本人さへしつかりしていいのだから、悪いことをして追ひ出されるのはしかたがない」というようなものである。あづくに「犯罪をしたよつな者は朝鮮人のつらよごしだ」とか「善良な朝鮮人の迷惑になるから追放にたつた方がいい」という声まで聞こえる始末である。

しかし排外的な発想の根がはきいている以上、それにともなつてでてくる現象がすべての朝鮮人に及んでくることは当然予測できるのであつて、申君様君におこつたことを申君一人のことだと毎朝としていふわけにはいかない。それが「強制送還」という形をとらなうかどうかは別にして「朝鮮人のありし」の聲はあつちからもちろちから聞こえ

てくるからである。かつて広島球場で起きた事件をどうに對する強硬なヤジが「強制送還するぞ」とあつたことは記憶に古くない。就中差別も入居差別も、結局、根は同じところにあるのである。

私たちは何故、申君の「強制送還」に反対したのか。申君が親、兄弟、友人と断絶されて生きること強いられるのを見るにしのびず、人道に反すると考えたからか。それもある。協定永住取得者の「強制送還」という前例が生まれたら、いつ自分にも同じ運命がやってくるかもしれないと考えたからか。それもあつたろう。

しかし人道に反するが故に行動をおこすとしたら、その理由は一つだといへても、十分な説明とはなりたくない。また自分の身にふりかかるといふのも、犯罪をさへしなれば、まずその心配はないのだから、これまた必ずしも射た答とはいえない。

私たちは二小を申君個人がどうなるのかという問題としてではなく、在日朝鮮人のありようの問題としてとらえか

をなくしてはならない。つまり「甲辰の強制送還」ではな
く「強制送還」のものに反動することによって始めて
自分自身の問題だといえるのである。そしてそのために
「在日朝鮮人」はどのように生きるのか、が明らかになら
なくてはならない。

民族排外主義の極相として、「強制送還」は在日朝鮮人
の生活史を全面的に否定するものである。それは人間が生
きてきた足跡をかき消すことであり、いいかえれば「人権」
ないがしろにすることに他ならない。「自分の國へ帰れ」
というのなら、私たちは「何故自分の國で生まれながら
のか、その歴史を返してくれ」といわねばならないのであ
る。

私たちにとって「在日」は後の姿ではない。私たちはい
ま現在を精一杯生きているのであって、それを「本来的に
は否定されるべきもの」なりといわれてはたまらないので
ある。私たちは「在日」しかなかった。今のたゞとして
どの「在日」がとがめられなくてはならないのか。

朝鮮の北で生まれたか、南で生まれたか、またそれが日

本であったかは、いぬは偶然のなせるわざである。さらに
日本において日本人として生まれるか、朝鮮人として生ま
れるかも、本人にとっては預りしらない偶然なのである。
たまたま日本人に生まれたにすぎない者が、朝鮮人に対し
てどれほどの優位に立つというのか。日本人、朝鮮人とい
う総称によるのではなく、日々の生活を営んでいる一個人
として冷静に考えれば、ことは一層明白である。

同じように日本で生まれたことが、本國で生まれたこと
に對し、決して良い自慢かではありえない。在日朝鮮人
は祖國にも帰れず日本人にも帰れずという中途半端さの中
で生きていこうにいわれるが、これはあまりにも「在
日」の消極性が強調されすぎたきらいがあるのではな
いだろうか。

在日朝鮮人を植民地支配のもたらした存在として説明す
ることは、過去から現在への経過としてけされてよいとし
ても、採米への愚痴としては不足する。成り行きとしてや
むを得ず日本に住んでいるというだけでは「在日朝鮮人」は
かめいさうだ」という同情も期待ももたらさなければならない。

私たうは「在日」を積極的なものとしてとらえ返す必要に迫られている。在日朝鮮人であるが故に、自分の手になじめることが必ずあるのである。しかもそれは朝鮮の後一のために専断しうるし、日本の国際化という社会発展のためにも大きな意義をもつ。

在日朝鮮人にとっての課題は、自らの人間性を損^きわしめないこと、つまり「民族差別」をたたくことである。このことは決して控^き制として日本人対朝鮮人が向きあうという関係ではなく、朝鮮人自身の自己変革を伴うものとして展開されてはならない。なせなら朝鮮人自身が民族差別的な要素を少なからずもっているのだから、これを克服する具体的な才達は、民族差別をなくすために共にたたかうとする日本人に学ぶことだと思^しうからである。

在日朝鮮人が民族的視点に立って「在日」における民族統一を志向し、日本人から学んだものを自分のこやしにしていくなら、在日朝鮮人はきつと朝鮮のためにも、日本のためにも積極的な役割を果たすはずである。

申君と「強制帰還」するとはこの「在日」の積極的な

意義を否定してしまつたことであつた。私たうは「いやいやながら」ではなく、「主^しけんぬい」一回限りの人生を「在日」といふ場^ばで生きているのである。(了)

雑感

飛田 雄一

昨年2月に持任が去つて、ようやく申京海事件が終結し、感無量の思ひだ。申君や申君の家族に接してきただけに「よかつたなあ」といふ感慨は大きいものがある。

私とこの事件との最初の関わりは73年の10月頃だ。宝塚福井紋会^{ふくいもんかい}の川端先生から、京都の飯沼三郎先生の紹介でといふことで電話があり、とにかく福井紋会へおかけいただいた。「ば慶^いである、大変だ、大変だ」といつ時期だったが、当時、私が比較的入管問題に詳しいといふことで、関曲在住の弁護士の方に電話で申君事件の事情を説明したりした。お金の問題等で行きつまつていた時に、中平弁護士がひきうけて下さることにになり、裁判は順調に進んでいった。

私はその後しばらくはここに居たが、74年2月ごろより、事務局会議が定例化され、その頃より又事務局へ機を出すようになった。当時、他の事件にもかかわっていた関係で、毎週の会議に参加するのでも大変だったのでも少し力ツコをつけて「二週間に一回、相談役的に参加します」と言った。ところが、なんやかんやとする争がいつぱいあり、また争務に事なだけていたこともあって知らないまに事務局長に昇格し、毎週、神戸から宝塚に通うことになった。

以後五年間、本当にいろいろなことがあったが、すべて良い休養であった。思いつくままに書いてみる。

☆支える会の運動の中で多くの朝鮮人・日本人の友人がぞきた。朝鮮人とは当初、相対に遠慮などがあり少々いびつなものだったが共同作業を進めるうちにそれもなくなり、仲間となりえた。良い財産ができたと思う。

☆「私達朝鮮人は自分のことだから甲君の運動を最後までやるが、日本人は何政かわるのか」というようなことをよく聞いたがあまり関係ないようである。やはり日本人もいれはやらない日本人もいるし、やはり朝鮮人もいれはやらない

朝鮮人もいるのである。あたりまえの争だが要は、名々の主体性の問題である。

☆運動の過半は雑務であると認識していたが、まさにそのとおりであった。その際、事務局には多様な人がいてうまく分地できたと思う。また、夜おそくまでニュース等の発送を手伝ってくれたむくげん会のメンバー、また、あて名印刷採用のカードができるまで全部のあて名を書いてくれた私の父に感謝している。

☆個別支援運動と全体的視点との問題はよくだされるが、敢して生産的でないように思われる。どちらにポイントをおくかで論争になるのだが、この論争は個別支援運動にとっては、発展させるより足をひっぱられる場合のオが多いうた。私は70年前後にベ平連運動に関わっていて、政治受託との対抗上、その種の論議には拘れてはいるオだったがそれでも支える会運動の中で、特に「凍結」にいたる過程で多くのエネルギーを消耗した。幸い宝塚事務局内でこの種の論議がなかったのでも、他、オ性によるものか、エネルギーを消耗できたのだと思う。

申京煥裁判にかかわって

金 元良

昨年11月より、国・法務省を相手とって斗かわれてきたこの運動も、特在という一応の解決をみた。5手余にわたる入管裁判としては長期にわたる運動だった。その間、日本人、韓国、朝鮮人の多く、人々がこの運動を支えてきた。そして何よりも、申京煥氏自身のがんばりがなかったら今の結果はなかったと思ひます。裁判においては、裁判長の交代、出張公判のとりけし等に見られるように、入管問題（在日アジア人問題）における日本政府、法務省の対応は「そんな甘いものやない」というのがこの5年間の感想です。何人にもける在日アジア人（特に僕たち韓国、朝鮮人）に対する予断と偏見が策約された屈家レベル、残構が一人の人間を殺そう（と言ってもオーバーじゃない）としている現実、それに対応する運動する側の弱さ、それから、僕ら韓国・朝鮮人が申氏何人に対する支え、支えらるる関係を十分に作り出す

れなかったこと、運動する側が政治課題と申さん問題を短絡的に結びつけたことによる運動する側の混乱、これらのことが印象に残った。

アジア人権センターから発行された「アジアの人権」No.3「国際人権とその諸側面（有藤寛秀氏）」の結びに「人権の擁護は、本来的には政治問題そのものではないがしかし政治問題と無関係ではあり得ないことは明白であろう。人権の擁護をめぐる国内的にも国際的にも、世界は整然としているかの観がある。しかし、人権問題を政治斗争の道具とすることは厳に戒められるべきであろう。こうなるとますます人権を擁護されるべき人の人権問題である。」と書かれていた。正にその通りだと思ふ。朝鮮人だからとか、日本人だからとか互いに変な感情を持つていては、裁判斗争などやれないんじゃないのか。僕自身、川端先生、浜田さん、有吉さん、弁護団等の多くの人から学ぶことが多くありました。そして、この5年にわたる運動の中でまた多くの同胞たちとも知り合えました。無に等しかった僕が、右や左やとうろ／＼しは

がらも得た結論は、今までの日本人と韓國、朝鮮人との關係を清算し、また新たな關係を探り出すために同座における人権運動を考へていきたいと思ひます。しんどいけどがんばろう。

会計を担当して

信長 正義

私が会計を担当するようになったのは後半期からである。この會計的な動きをみながら感じたことは、実に五年余の長きにわたって会費やカンパを送り続けて下さった方が多く居たということが、この運動を最後まで持続することのできた大きな理由の一つであったのではないかとこのことである。このような運動にはどうしても経済的な支えを必要とする。それには矢張り巾広い支援者とそのねほりある経済的支えがなければ成り立つては行かないであろう。最初の一時期はカンパをしても、二年三年と立つて来ると忘れ去り、カンパも届かなく

なると言つのが市民運動等の中に往々にみられる現象である。ところが最後の最後までカンパを送つて下さった多くの会員が居たということは、この申君裁判とその處わりの重要性を認識していたからだと思う。

多くの人々にこの裁判を知つてもらつたたい、支援して頂いたことという願いをこめて、数多くのニュースやパンフレット等の資料を作った。その印刷費や発送費が必要だったことは会計が示している。手持ちのお金が底をつきはじめるといつても何んらかの形で埋め合わせることでできたのは、会計を担当する者としては嬉しいことであつた。東京で会費を集め、また多くのパンフレットを売り、またカンパをまとめていつも送つてくれた徳永先、赤字寸前に陥つたときポータスから多額のカンパをしてくれた佐藤彰氏、大金のカンパを何度か送つてくれた「地下水」の方々、城西教会や宝塚教会を初めとするキリスト教關係の人々、各地の支える会及び諸団体、資料を売りさばくために飛び廻つてくれた人々、千円、二千円あるのは五千円、一万円と送り続けてくれた会員諸

氏、様々は集会で講演して下さりその謝礼をカンパして下さった講師の先生方、そして何よりも殆んど無報酬で裁判に携ってくれた弁護士先生方、そして有吉氏に改めて感謝したい。

私はこの運動のほんの一部でしか関わる力がなかった。たまく申君が私と同じ宝塚に住んでいるといふ理由で関わって来たのであるが、その間全国的に在日朝鮮人の在留権、あるいは日本人の差別の問題や入管の問題がだんくクローズアップされて来て、日本人が厳しく向われるとき、私は申君との小さな関わりを持つことによつて、逆にそれから逃避の場所として安住して来たのではなからうかといふ反省がなつてはなかつた。しかし何んといつても私はこの間、多くのことを学んだし貴重な体験をしたことを喜んでゐる。決して日本の状況が変わりつゝあるとはとても言えなかつたし、今後が変わりはしなからうが、何んらかの形でたとえ微力ではあつても朝鮮人との人的なつながりを持ち続ける中で、日本人と朝鮮人との連帯を模索し続けたいと思つてゐる。会費やカ

ンパを送つて下さった人々のリストをみても、全国的な支援体制という規模からすれば、矢張り一部の少数者でしかあり得なかつたことを知るにつけ、まだく私たちに残された手柄が多くあることに気づく。絶対多数である無関心な人々に対して、切り刻んでいく力量はないけれども、私の生きてゐる場でやり通してみたい。

先日、申君や妹の点粉さんを囲んで十数人とさきやかなお祝の会を開いた。日本人は飛田君と私だけであつたが、その時の底抜けに明るい笑いによつて横腹をかかえながら、朝鮮人の持つたにかさを改めて感じとつた。申君がこれからも大変な中で、このしたたかな笑いを持ち続けて欲しいと願う。そして共に苦勞して来た事務局のすばらしい仲間たちも。

最後に、会計報告の中で、差引残高が〇になっているのは、このニュースを発行するための印刷費と通信費とで、実際は若干のマイナスになるが、各パンフレットの残部を売却し、その代金でもって補いたいと思つてゐる。皆様の御了解を切に願うものです。

申京煥君を支える会

活動日誌

(宝塚華務局の活動を中心とし、宝塚以外の地域
の活動については最少数にとどめた。)

一九七三年

- 9.14 退去強制令書発布
- 9.20 岩国少年刑務所を仮出獄 同日 大村収容所へ
移送される
- 10.7 宝塚福井教会で家族と教会関係者ら会合
- 10.9 申京煥君の嘆願書提出
- 10.中旬 「申京煥君を救う会」結成
- 11.12 申君の母(金形順)、妹(京粉)他二名上京し
法務省入管局に陳願
- 11.14 退去強制令書取消訴訟および執行停止の仮処分

を虚記

一九七四年

- 11.15 朝日、毎日、サンケイ、読売、東京の各新聞に
申君の件がとりあげられる
- 11.22 執行停止の仮処分が認められる(テレビの送還船
にのせられるのを免れる)
- 12.3 宝塚の申さん宅で新聞社五社の記者会見
- 12.4 関西の各新聞がとりあげられる
- 12.11 「救う会」で嘆願書作成、全国の教会等へ発送
- 1.10 被告(法務省)より答弁書提出される
- 1.25 一回公判、於東京地方裁判所、傍聴者数石、
中平弁護士より裁判の論点を整理する意見表明、
原告連帯書面(一)提出
- 1.香自 ニコース一号発行
- 2.1 川崎、神戸等より支援メンバーが集まり会議
- 2.2 日立裁判勝利尾崎集会を川崎牧師、申京粉さん
アピール

- 2. 10 申京換裁判資料集NO.1 発行
- 2. 11 反ヤスクニ集会でアピール 申京(鼓吹ホール 豊比寿公民館) 静岡 京都(清陽教会) 名古屋(YWCA 名古屋教会) 姫路教会
- 2. 15 事務局会議 於宝塚藤井教会(以後76年まで 毎週日曜日夜 事務所会議)
- 2. 17 「致う会」と「支える会」に改称
- 2. 19 申君反校会(キ)される
- 2. 20 朝日 神戸新聞に報道される
- 2. 21 早稲田奉仕園で「支える会」申京連裕会」会合
- 2. 22 ヤ二回公判 傍聴者60名 申君意見表明
- 3. 10 申君および支える会、毎日校舎の取材に応じる 於藤井会館(教会の隣)自由会(会館)
- 3. 15 「支える会」関西連裕会」完成される。於KCC 参加団体 KCC、聴音同、聴学同、聴困者自会 甲大阪反入管理裕会議、大防市外教、聴困教を有 自会、外国人のメカとける会
- 3. 24 ニュース二号発行 (署名八十名に達す)

5.19. 57.733

- 3. 28 有馬高校卒業生による三田集會開かれる
- 4. 5 ヤ三回公判 高津裁判長から牧山市治裁判長に かわる 原吉澤備書面(二)提出 傍聴30教名
- 4. 9 中平弁護士と申君と関西連裕会 於東橋田教会
- 4. 13 入籍キリスト教青年会全国協議会 支援決議
- 4. 14 宝塚集會開かれる 90名 於近瀬川公民館
- 5. 24 ヤ四回公判 傍聴30教名 原吉澤備書面(二二) に対する国側の答申書提出される
- (6. 19 日立社控訴裁判勝判決)
- 6. 23 例会 於近瀬川公民館 ニュース四号発行
- 6. 27 関東連裕会例会(以下略)
- 7. 2 ヤ五回公判 認定訴訟提起 傍聴30教名
- 7. 4 関東連裕会三コース一号発行(以下略)
- 7. 28 ニュース五号発行 例会「なぜ6万人の在日朝鮮人がいるのか」在日朝鮮人形成の歴史
- 8. 25 甲京「申君を支援する会」が「地下水一号」と 発行(以下略)
- 8. 26 甲京集會 120名 於世田谷区民会館

- 8. 27 ヤ六回公判、国制より認定訴訟に対する答弁書 (8名付)、原告より認定訴訟に関する準備書面
- 9. 1 例会「戦後在日朝鮮人の法的地位について」
- 10. 6 例会「申君を囲んで」ニコース六号発行
- 11. 7 ヤ七回公判、傍聴20名、原告より認定訴訟に関する準備書面提出、金鏡勲氏ら諸国キリスト教の代表も傍聴し裁判長に準備書面を提出
- 11. 23 ニコース七号発行
- 11. 24 拡大例会、110名、満蒙、有吉彦彦氏
- 12. 8 東京集会、於日本女子会館、20名
- 12. 22 例会「新訴訟と再度検討する」
- 12. 26 ヤ八回公判、傍聴100名

一九七五年

- 2. 2 例会、ニコース八号発行
- 2. 8 300名集会にむけ、拡大事務局長会議、申出教会
- 2. 10 ヤ九回公判、国制より答弁書提出される
- 3. 8-9 支える会、生協事務局主催、於神戸学生青年

センター、20人

- 3. 23 ニコース九号発行
- 3. 24 ヤ十回公判、国制より大森堂、小田勲定書提出
- 3. 30 関西大集会、於大阪府解解センター、満蒙、仙石弁護士、20名
- 4. 27 例会「日本人の視点、朝鮮人の視点」
- 5. 5 ニコース十号発行
- 5. 8 例会「大森堂鑑定書について」
- 5. 12 ヤ十一回公判、内藤裁判長に交代
- 5. 12 全国交流会、於東京成田教会
- 6. 28 尼崎交流会、於尼崎労働福祉センター
- 6. 28 ニコース十一号発行
- 7. 2 岡大で支援集会
- 7. 12 神戸交流会、於神戸学生青年センター
- 7. 25 東大阪交流会、於大阪外国語大学A1教室
- 7. 27 支える会、東海連箱会ニコース一号発行(以下略)
- 8. 9 比大政交流会、於中之島公会堂会議室
- 8. 15 仙台支える会ニコース一号発行

- 8・16 南大政文協会 於都立解放センター
- 8・16、17 全国信宿 於名古屋学生センター

論争しが始まる。

- 8・23 宝塚交歓会 於近瀬川公民館
- 9・21 東京集會 於千駄ヶ谷区民會館
- 9・22 ヤ十二回公判 窪昌幸氏証言
- 9・28 ニューズ十二号発行、例会
- 11・1 太有堂教授と交渉 於東京
- 11・3 「太有堂鑑定書」東京学芸会 於京都YWCA
- 11・22 例会 瀧澤・田中宏氏、ニューズ十三号発行
- 12・6、7 宝塚事務所有宿 於御影クリスタルコート
スセンター
- 12・15 全国ニュース一号発行
- 12・21 全国新聞会 於榎井會館

一九七六年

- 1・10 資料集N02 (乃多三栄会報告集) 発行
- 1・14 海防支える会ニュース一号発行

- 1・24 出張公判にやむえぬ出席報告 於東橋田教会
- 1・25 出張公判のための聞き書き集発行
- 1・31 新藤田・ヨシコバ氏証言

- 2・1 全国会議 於榎井會館
- 2・1 全国ニュース二号発行
- 2・6 大阪支える会集會
- 2・17 裁判所より出張裁判取り消しの通告
- 2・19 緊急全国会議
- 2・22 出張裁判取消決議関西集會 於民研労働福祉会館 瀧澤 李殿直氏 (2・27、28 出張裁判取消)
- 2・29 全国会議 於聖東城西教会
- 3・1 資料集N03 (申島英吉集) 発行
- 3・15 太有堂教授と二回目の会見 田中宏氏同席
- 4・24 例会 金泰治氏、丹熊一郎氏を囲んで
- 5・15 全国ニュース三号発行
- 5・20 資料集N04 発行
- 5・30 例会「申島物さへを囲んで」
- 6・5、6 全国運営委員会 於名古屋



- 6. 25 ヤ十二回公判 金泰浩氏 日熊一郎氏証言
- 7. 17 5 18 全国運営委員会 於名古屋天宮宝珠院
- 7. 31 5 8. 1 全国運営委員会 於東京住吉台
- 8. 25 5 26 全国会議 於城西教会
- 8. 26 ヤ十四回公判 佐藤勝巳氏証言・その一
- 9. 18 全国会議 宝珠以外の支える会の活動と準備をする。於御影クリスチャンユースセンター
- 9. 26 在日朝鮮人問題連続講座①「在日朝鮮人の日本渡航史」著者彦氏 於近瀬川公民館 110人
- 10. 17 連続講座②「現在の在日朝鮮人論」金時鐘氏 於近瀬川公民館、120人
- 10. 17 ニュース十四号発行
- 10. 25 「楽指」に至る経緯報告の又某作反送
- 11. 11 ヤ十五回公判 佐藤勝巳氏証言・その二
- 11. 19 連続講座③「戦後在日朝鮮人の在史」民権教育に即して—— 佐藤勝巳氏 於近瀬川公民館、120人
- 11. 未白 連続講座連続講座④「(姜任彦氏)」発行
- 12. 10 ニュース十五号発行

一九七七年

- 12. 10 連続講座④「戦後在日朝鮮人の在史」法的に即して—— 佐藤勝巳氏 於近瀬川公民館
- 1. 9 事務局会議 於福井教会 以後隔週日曜日
- 1. 23 例会「朝鮮人の自立を阻むもの」李仁夏氏
- 2. 10 5 11 会宿 於神戶学生青年センター
- 2. 21 ヤ十六回公判 李仁夏氏証言
- (3. 12 申君の父 申基伯氏死す)
- 3. 13 例会「金敬得氏問題をめぐって」
- 4. 3 ニュース十六号発行
- 4. 10 例会「西高問題について」
- 4. 15 証言集ヤ一集(崔昌華、金泰浩、日熊一郎、佐藤勝巳の各氏)発行
- 4. 16 ミニボジウム・申東煥裁判、講演・申平徳氏 河野敏氏、田中宏氏、中村尚史氏、於東京弁護士会館(コアシアの入り口5号に収録)
- 4. 27 ヤ十七回公判 金務輝氏、申流初氏証言

- 5. 18 例会、大村収官所調査団、西山雪舟居士
- 5. 20 ニュース十七号発行
- 6. 6 ヤ十八回公判、鑑定人高野雄二氏宣誓
- 6. 12 例会
- 7. 17 例会「申東煥君を囲んで」
- 7. 25 証言集才二集(李仁厚氏、金羽連氏、甲点物氏)発行
- 7. 31 ニュース十八号発行
- 8. 中旬 連続講座Ⅱの2(雷夏亭氏、金時健氏、佐藤勝巳氏)発行
- 9. 4 ミニニ和音ム「在日朝鮮人の在留権を考へる」
「申東煥君の酒利は淨をめぐって」 満瀬・舟田健太郎氏、秋田滿枝氏、有吉忠彦氏、於・柳 昭解権センター
- 9. 19 ヤ十九回公判、高野雄二氏書提出、「日韓合衆誌 串録」をめぐってやりとり
- (10. 3 母・金羽連君(八死七))
- 10. 26 ニュース十九号発行

- 10. 30 申東煥君の才二次聞き書きをまとめる。
 - 11. 19 裁判勝利の為にリハ集会、満瀬・沢本厚氏、詩・沢本厚氏、歌・沢本雄氏、於・尾崎芳功(徳社会館)
 - 11. 29 東大大学院で有吉忠彦氏が申東煥事件についてレポート
 - 12. 5 ヤ二十回公判、申東煥君に有吉忠彦氏が証言
 - 12. 5 東東集会、満瀬「朝鮮人が日本で生きるといふこと」金石靴氏、於・柳田Y.M.C.A
- 一九七八年
- 1. 22 ニュース二十号発行
 - 2. 14 ヤ二十二回公判、最終筆痛書面提出
 - 2. 19 例会「高野雄二書および最終筆痛書面について」
 - 3. 17 裁判勝利年次集会、満瀬・佐藤勝巳氏、於・柳 瀬川公民館、40人
 - 4. 15 証言集才三集(申東煥氏、有吉忠彦氏)発行
 - 4. 16 ニュース二十一号発行
 - 6. 13 ヤ二十二回公判、佐藤勝巳氏に交代

9・11 訴訟取り下げ

12・8 申君に特別在留許可出る

12・27 宝塚事務所打ち上げの会、於神戸学生センター

一九七九年

2・22 東京報告会、於・代々木八幡区民会館、45人

3・10 ニュース二十二号(最終号)発行

(了)



申京煥君を支える会

ニュース・総目録

NO. 1 (一九七四年一月) 4頁

華実経団一事件の発端からヤ一回公判

ヤ一回公判の報告

井上 雅雄

大村の申君からの手紙(一九七三年十二月二〇日付)

NO. 2 (一九七四年三月二四日) 8頁

「申君、大村より仮放免される」

申京煥君と大村から取り戻して

川崎 諭

「仮放免後の第一声」

申京煥

「心より深謝いたします」

申京煥

〈報告〉当面の課題

経団 (74・2・1) (3・31)

新聞記事「仮放免で自宅に帰る」(朝日、74・2・20)

新聞記事「種別選ば待った」(神戸 73・11・23)

NO. 3 (一九七四年五月一九日) 12頁

第三回公判に参加して 川端 菊

4・14軍隊集会の報告 J

4・14集会での甲冑のあひらつ

「喚起書」(73・10・9付) 甲冑 粉

事務局日誌(74・3・24〜5・12)

NO. 4 (一九七四年六月三日) 10頁

「人道主義」と題するといふこと 下村 安男

第四回公判報告 又礼 文晴

関東での動き 徳永 五郎

完全勝利を 金 義晴

NO. 5 (一九七四年七月二八日) 28頁

「新訟訴の提起と支える会の運動」 花輪 光郎

第五回公判・東京の報告 大月 治郎

7・25交流会での林田有護士のあひらつ

事務局会議に参加して

「七月某日」

「申東事件のメモもの」

支える会の会費として

金堀老氏から申東事件への手紙(74・7・1付)

NO. 6 (一九七四年一〇月六日) 16頁

第六回公判に参加して 杯 弘成

8・26東京集会の報告 S・K

8・26集会での甲冑のあひらつ

同、支役アピール 在日大韓基督教福音会関東地区連

「戦後在日朝鮮人の法的地位」(例会報告) 飛田 雄一

支える会への手紙 神戸C.E. 神奈川県大和市Y.Y

東京K.T. 大阪中N.T.

事務局日誌(74・7・28〜10・6)

NO. 7 (一九七四年十二月三日) 18頁

ヤウ回公判報告(74・11・7)

花輪 光郎

交流会報告(韓国キリスト教の発言他)

小山 実

投稿・「A君への手紙」

梁 泰 昊

支える会・ヤ4回例会報告

金 元 良

「雑感」

金 元 良

NO. 8 (一九七五年二月二日)

26頁

11・24広大会の報告

飛田 雄一

申京煥裁判の意義(上)——講演録——

有吉 良彦

12・8集会のあいさつ

申京 煥

12・8申京集会の報告

大月 治郎

「現訳」と「新訳」と(例会報告)

張 成 子

「忘却とは忘れさせることなり」

梁 泰 昊

NO. 9 (一九七五年三月三日)

16頁

ヤウ回公判(2月10日)に参加して

窪 昌 寿

申京煥裁判の意義(下)——講演録——

有吉 良彦

新協同白紙(75・2・25・3・30)

「思うんです」

梁 泰 昊

国別準備書面(一九七五年二月一日提出)

NO. 10 (一九七五年五月五日) 14頁

「3・30集会、30名の参加を経て閉じられる」 飛田雄一

ヤウ回公判(75・3・24)報告

K

3・30集会の申京煥君のあいさつ

毎週国会議(75・4・4)に参加して 林 弘 成

川崎での集会(3・23)と神奈川朝鮮同郷研究会との

交流 花輪 光郎

原吉剛準備書面(四)一九七五年三月二日提出

NO. 11 (一九七五年六月二日) 14頁

関西巡業例会のあんなに

飛田 雄一

ヤウ回公判(75・5・12)報告

金 元 良

支える会・4月例会

花輪 光郎

「投稿」 「顔」

梁 泰 昊

支える会・5月例会

大月 治郎

NO. 12 (一九七五年九月二八日) 12頁

「ふたたび申京裁判を考ふる」 垂務局

南曲各地交流会の報告 金元良

池上努司法的地位ニ〇〇の備問より

「人間関係」の大切 梁泰昊

才12回公判(75・9・22)報告 金元良

NO. 13 (一九七五年十二月三日) 10頁

「大津堂鑑定書」と申京裁判 垂務局

「大津堂鑑定書」についてのメモ 田中 宏

〈段橋〉 入替体制を打ち破り、殊振ヨナへの在留の保

障々、殊振ヨナには治療を在留と京都市民の会

NO. 14 (一九七六年一月十七日) 10頁

「申京を又々考える」三頁を少し分えて 川端 諭

才14回公判(76・8・26)報告 飛田 雄一

在日朝鮮人向親連統協議会一回(姜任彦氏) 梁 泰昊

9・26号までの申京裁判のあらまし

NO. 15 (一九七六年十二月一日) 8頁

「才11回公判(76・11・11)開かれる」 飛田 雄一

連統協議会二回・三回(金明鐘氏、唐基亨氏) 川端 諭

「地図のない路」 梁 泰昊

NO. 16 (一九七七年四月三日) 8頁

才16回公判(77・2・21)報告 川端 諭

「朝鮮人の自立を阻むものをなくせ」 李仁慶

NO. 17 (一九七七年五月二〇日) 10頁

才17回公判(77・4・27)報告 川端 諭

4・16 東京ミニバザラム・レポート 金成 日

「ヨニコバに生きているたち」証言集・才一頁を讀んで

NO. 18 (一九七七年七月三日) 8頁

辻 建

第18回公判(77・6・6)公判報告 飛田 雄一

「真実を知ることから証言集を読んで」 都 基 学

「証言集・ヤ二集を読んで」 井上 雅雄

5月例会 西山弁護士の話を聞いて 飛田 雄一

NO. 19 (一九七七年一〇月二六日) 12頁

第19回公判(77・9・19)報告 徳永 五郎

「悲劇を叫び―証言集・ヤ二集―」 梁 泰 昊

歴史的に見た日本政府の在日朝鮮人処遇 岸田健太郎

NO. 20 (一九七八年二月三日) 14頁

第20回公判(77・12・5)に参加して 金成 日

申京煥裁判勝利の為に「講演集」報告 金成 日

連詩「強制? 送還?」 梁 泰 昊

「手紙く治める者」 川端 諭

「一つの夢から」 信長 正義

NO. 21 (一九七八年四月十六日) 16頁

「第21回公判(78・4・14)傍聴記」 高野 光祥

朝鮮人が日本を生きるといふこと 金石 範

(NO. 22―1部)

申京煥君を支える会

全国ニュース・目録

NO. 1 (一九七五年十二月十五日) 10頁

9・22の回公判、産婦人証言台に立つ、関東公判対

「十一月に想うこと」 川端 諭

争突経過および裁判について 金元 契

申京煥君の闘いに連帯する在日朝鮮人宣言

―9・21・東京集会より―

「支えつつ支えられて」 梁 泰 昊

「ソング ケイ・カン」 申京煥

仙台支える会から

NO. 2 (一九七六・二・一) 4頁

2/27-28 申東煥裁判の正念場、函出出張

公判に結果しよう

飛田 雄一

「次郎からの脱出」

申東 煥

出張証状調べの意義について

弁護士 羽野 敏

「世界教会会議に出席して」

後永 五郎

函出書き 「申東煥」

「申点粉」

聞き書き、作業を通じて果えてきたもの

——しんぶを共有するたぐい—— 金元 良

ヨニコローバ(四工場)について

窪 昌 華

〈溝邊録〉 「太舟堂鑑定書裁判」

田中 弘

各地の報告 仙石、宝塚、瀬戸

NO. 3 (一九七六年五月十五日) 12頁

「函出出張裁判取扱い反撃」

申東煥裁判後運動の強固なスパンを全国にし

「只妹」

聞き書き 「日影 一 郎」

「金 泰 浩」

島根から全国の皆さんへ、

函出から、大阪申東煥裁判を支える会

支える会・発行

パンフレット・総目録

資料集NO.1(74・2) 68頁 300円

(基調・茂輪大助)には申東煥研究会編「函出反響」
書面、7月5日、申東煥の手紙、実物、この時
録音には研究会・監音同報告、全協アピールの日
贈キリスト者代表による(望望書)

資料集NO.2(76・1) 37頁 300円

(3)30集会、基調報告、申東煥裁判の発言、仙石丹波
士の講演、諸団体アピール、申東煥裁判関係者表
が年9月まで)

梁 泰 昇

■ 漫遊集・N.O.3 (75・3) 25頁 / 50円

(甲邑) 余言集、「自分の意志を堂々と掲りたい!」他)

■ 漫遊集・N.O.4 (76・5)

(洋海書画) 乃々まで / 木舟堂・小田鑑定書)

■ 証言集・ヤ一集 (77・4) 96頁 600円

(窪田華、金泰浩、井藤一郎、佐藤勝巳)

■ 証言集・ヤ二集 (77・7) 42頁 400円

(李に愛、金羽連、申成物)

■ 証言集・ヤ三集 (78・4) 25頁 200円

(甲京煥、有吉史彦)

■ 連夜講座講演録・N.O.1 (76・11) 102頁 400円

(「在日朝鮮人の日本渡航史」姜在彦ノ口録、岡氏「在日朝鮮人渡航史」在日朝鮮人の証言)

■ 連夜講座講演録・N.O.2 (77・8) 42頁 300円

(「展望する在日朝鮮人像」金時鐘ノ「在日朝鮮人の戦後史」法的地位に即して」佐藤勝巳ノ「母校教育に即して」曹基亨)

■ 聞き書き集 (76・1) 49頁、残部なし

■ 学習資料、木舟堂鼎「旧島嶼民の歴史を辿る」

編集後記

☆ 一月末発行予定の「ニコース最終号」がヤつとでき
返がりました。忙しい中、厚橋と寄せて下さったオウ
にむね申上げます。ありがとうございました。

☆ 申君の厚橋は、申君が「最終ニコースの厚橋は有感
胸にせまり文にならぬ。行間を読んでほしい」と一
行おきに書いた厚橋をもってきたので、そのようにガ
リを切りました。

☆ 最終ニコースなので懐古的な意味ではなく記録的な
意味で、活動日記・ニコース目録等をのせました。ペ
ンネームも本名になおしてあります。

☆ このニコースの発行により支える会の活動を終りま
すが、パンフレットの保管等も含め、支える会の連絡一
切を飛田が引き継ぎます。連絡先は次のとおりです。

〒657 神戸市灘区山田町三丁目一、一 TEL 078-851-2760

財団法人・神戸学生青年センター内 飛田雄一

☆ 本当に長い間のご支援ありがとうございました。(飛田)

■ 1979年3月10日発行 ■ 甲東映画を支える会 078-851-2760
■ 〒657 神戸市灘区山田町3丁目1の1 財団法人神戸学生青年センター内